

---

---

# 気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の変更について

---

---

## < 目 次 >

<u>1. 海岸保全基本計画変更の背景</u>	p. 1
<u>2. 大阪湾沿岸（大阪府域）の課題・対応方針</u>	p. 2
<u>3. 現行の大阪湾沿岸海岸保全基本計画の概要</u>	p. 3
<u>4. 大阪湾沿岸海岸保全基本計画の変更項目（案）</u>	p. 6
<u>5. 検討スケジュール案</u>	p. 7
（参考）用語集	p. 8

(1) 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言（農林水産省・国土交通省、令和2年7月）

- 平成30年台風第21号による高潮被害を契機に、海岸保全に気候変動適応策を具体化するために、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」が設置された。
- 有識者により、気候変動に伴う海面上昇や台風の強大化等に伴う沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる潮位や波の考え方、気候変動を踏まえた整備手法等について検討が実施され、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」がとりまとめられた。

### I 海岸保全に影響する気候変動の現状と予測

・IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、SROCCIによれば、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、RCP2.6(2℃上昇に相当)で0.29-0.59m、RCP8.5(4℃上昇に相当)で0.61-1.10m。

■気候変動による外力変化イメージ

#### ＜気候変動影響の将来予測＞

	将来予測
平均海面水位	・上昇する
高潮時の潮位偏差	・極値は上がる
波浪	・波高の平均は下がるが極値は上がる ・波向きが変わる
海岸侵食	・砂浜の6割～8割が消失

【出典】気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言【概要】（令和2年7月8日、国土交通省・農林水産省）

「あり方提言」のポイント

- 気候変動による影響を明示的に考慮した海岸保全への転換
- RCP2.6(2℃上昇相当)を前提に、気候変動の影響を海岸保全の方針や計画に反映し、整備を推進。



(2) 海岸保全基本方針の変更（農林水産省・国土交通省、令和2年11月20日）

- 「あり方提言」を受け、気候変動の影響による外力の長期変化を十分勘案し、より高い安全を確保することを目標とすることが明記された。

海岸保全基本方針

「海岸法」に基づき、今後の海岸保全に関する基本的な事項を示すものとして、主務大臣（農林水産大臣、国土交通大臣）が定める方針。「基本方針」に沿って、各海岸の保全や整備に関する基本的な事項を定めた「海岸保全基本計画」が海岸管理者（都道府県知事）により定められ、各海岸における整備が実施される。



(3) 海岸保全施設の技術上の基準についての一部改正（関係4省庁）（令和3年7月30日）

潮位：(1) 既往最高潮位、(2) 期望平均満潮位に既往の潮位偏差の最大値を加えたもの、(3) 期望平均満潮位に推算した潮位偏差の最大値を加えたもの、に気象の状況及び将来の見通しを勘案して必要と認められる値を加えたもののうちから、背後地の状況等を考慮して海岸管理者が総合的に判断して定める。

沖波：長期間の観測データに基づいた統計解析に、気象の状況及び将来の見通しを勘案して設定する。

## 【課題】

- 大阪湾沿岸海岸保全基本計画（平成14年策定）では、大阪府域の防護水準として昭和42年度に設定されたものが用いられ、現在でも昭和42年度に設定された計画外力が踏襲されている。現行の「海岸保全施設の技術上の基準」（令和3年一部改正）との整合も踏まえ、**計画外力の見直し**が必要である。
- 平成30年台風第21号では、大阪で既往最高潮位を更新した。激甚化する高潮被害から生命・財産を守るため、近年の台風等を踏まえた**計画的・重点的な高潮対策が必要**となっている。

## 【対応方針】

## &lt;大阪湾沿岸海岸保全基本計画の変更&gt;

- 気候変動を踏まえた海岸の防護
- 防護水準等の変更

- ✓ 海岸保全のあり方提言
- ✓ 海岸保全基本方針
- ✓ 海岸基準の一部改定

## &lt;審議会の開催※・部会の設置&gt;

- 上記課題に対応し、審議会を開催して部会を設置し、専門的な内容も含めて議論を行い、海岸保全基本計画の変更（令和7年度末）を目指す。

（大阪湾沿岸海岸保全基本計画審議会）

海岸保全基本計画変更にあたっての全体的な方針の検討、基本計画の修正を実施（委員：学識経験者・海岸利用者）

（気候変動検討部会）

気候変動に伴う防護水準の設定等、専門的な内容を審議（委員：学識経験者）

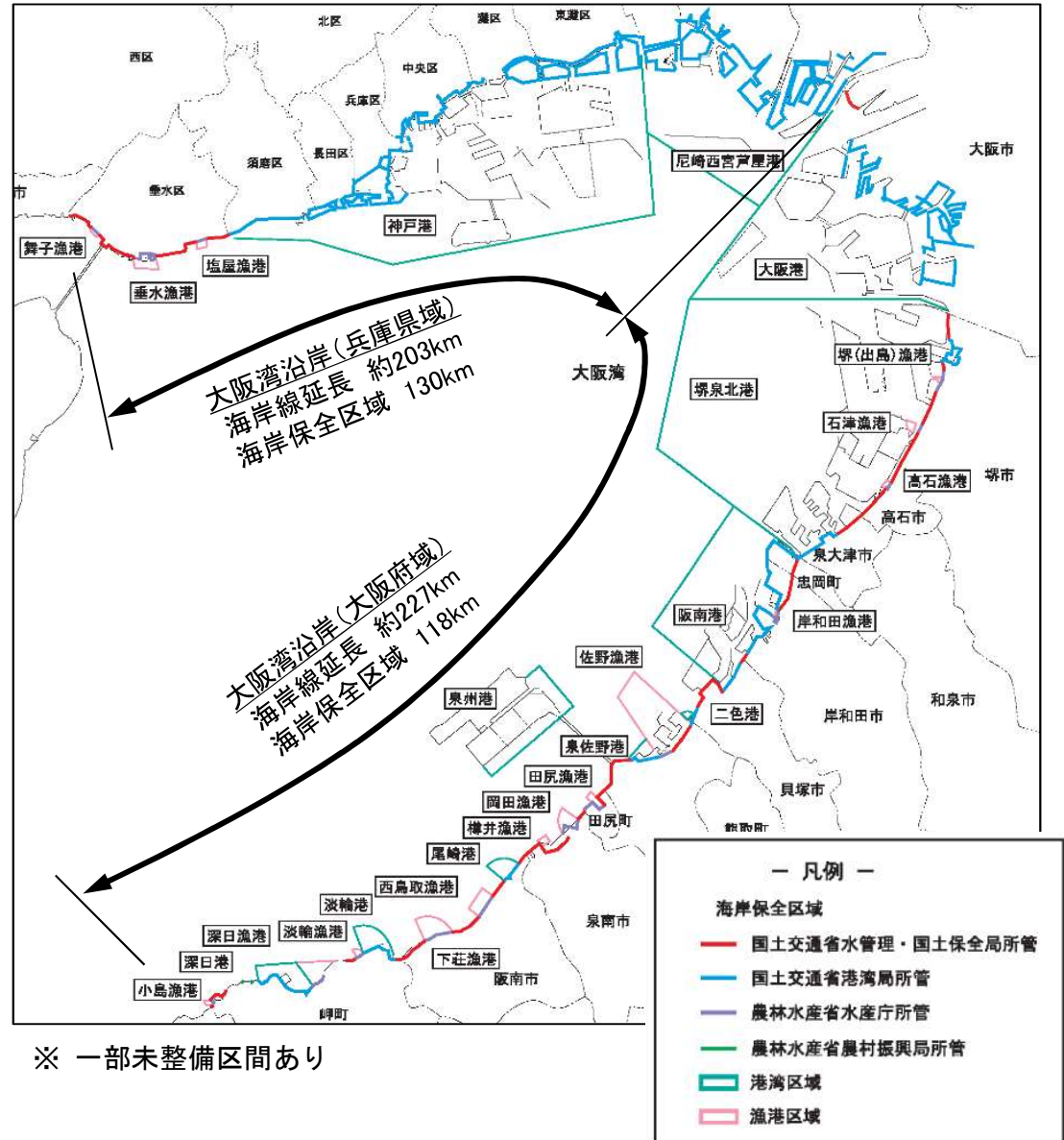
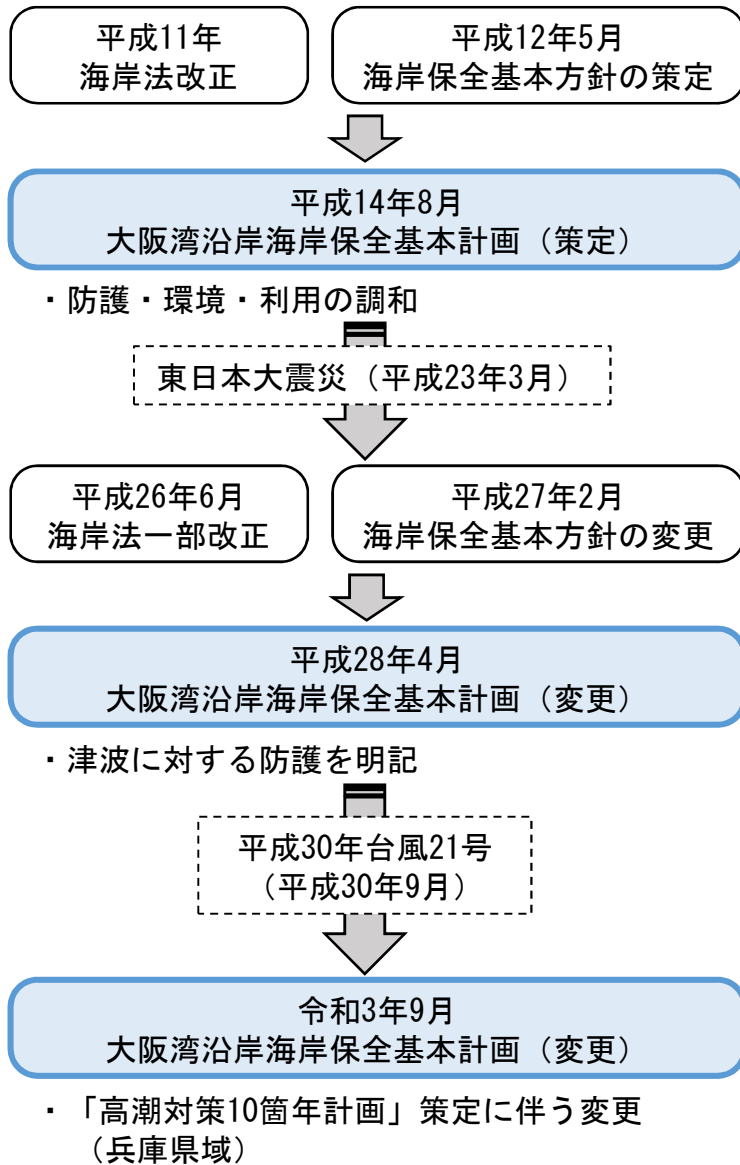
海岸法 第一章 総則

第二条の三 **都道府県知事は**、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する**基本計画**（以下「海岸保全基本計画」という。）**を定めなければならない。**

2 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ海岸に関し**学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。**

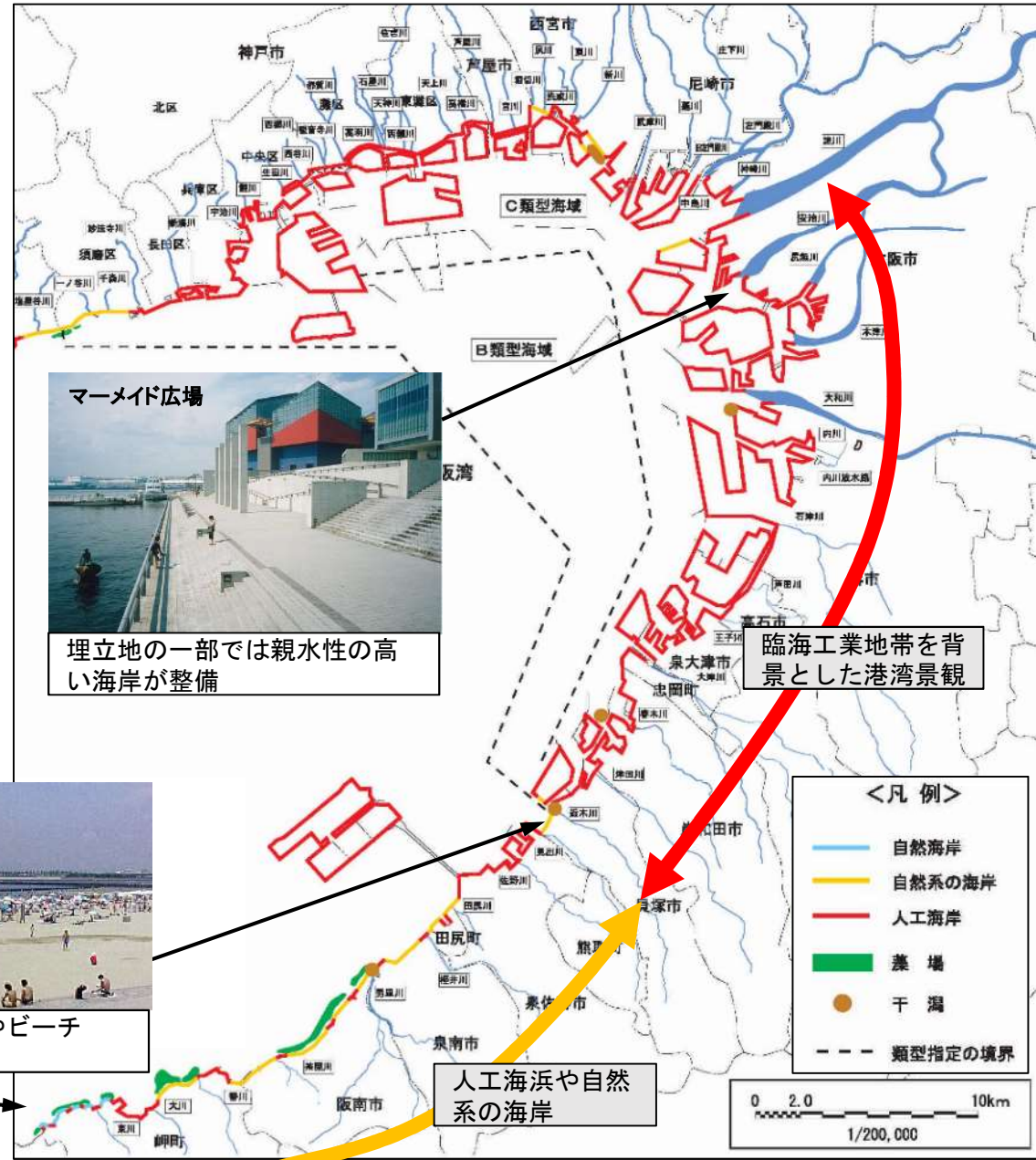
※ 審議会は大阪府附属機関条例に位置付けられた知事の附属機関

■ 平成11年の海岸法改正をうけて平成14年8月に策定され、東日本大震災や平成30年台風第21号の高潮災害を経て、一部変更が実施され、現行の海岸保全基本計画として令和3年9月に変更。





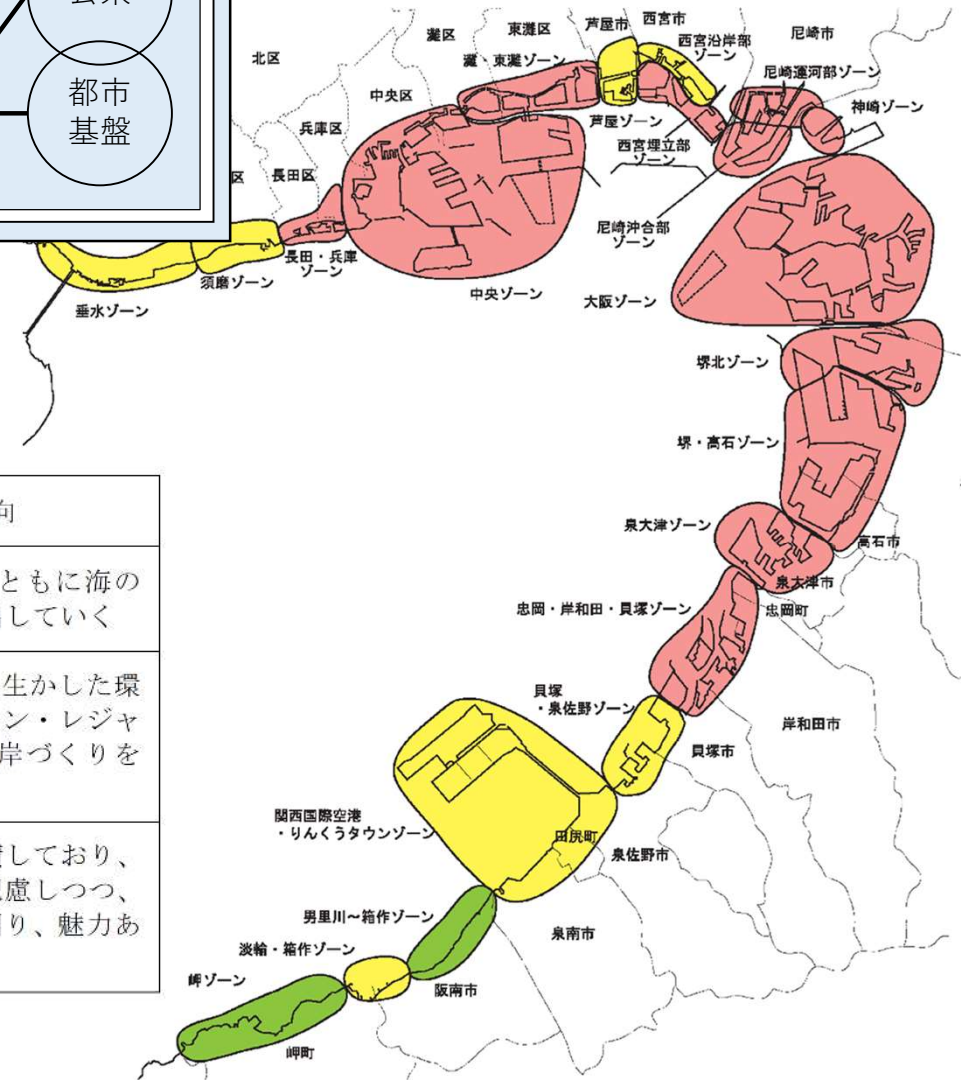
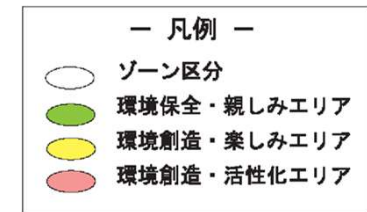
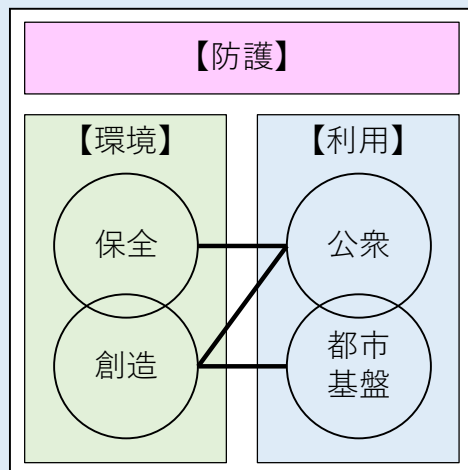
- 現行計画では、モデル台風（伊勢湾台風規模・室戸台風コース）により計画外力（波浪・潮位偏差）が設定され、海岸保全施設により堤内地が防護されている。
- 大阪湾沿岸は、関西における主要な都市軸を形成している。沿岸部は阪神工業地帯を形成し、大阪港、堺泉北港は日本を代表する貿易港として近畿圏の港湾物流の中心を担っている。
- 親水性の海岸や人工海浜も整備されており、多くの人々に利用されている。
- 岬町には貴重な自然海岸が残され、自然海浜保全地区に指定されている。大阪湾南部では藻場や干潟も確認されている。
- 大阪府域には13の漁港があり、南部の泉佐野市から岬町にかけて、海藻類や貝類などの漁業権が設定されている。



臨海工業地帯を背景とした港湾景観



- 安全な海岸の整備（防護）を第一とし、環境、利用面に配慮しながら相互の調和を図り、整備を進める。
- 環境面では、残された貴重な自然環境の保全、失われた自然環境の回復・創出を目指す。
- 利用面では、楽しく利用できる海岸づくり、都市・産業・港湾・漁港などの都市基盤利用と公衆利用（観光・レジャー等）の調和を目指す。



(大阪湾沿岸のエリア区分)

- ・「防護」は全てのゾーンで共通して対応
- ・「環境」と「利用」の特性により3つのエリアに区分

エリア特性の名称	組立	基本的な海岸づくりの方向
環境保全・親しみエリア	環境保全 + 公衆利用	貴重な自然環境を保全していくとともに海の体験や自然観察、学習の機会を創出していく
環境創造・楽しみエリア	環境創造 + 公衆利用	自然環境に配慮しつつ、地域特性を生かした環境を回復・創出し、レクリエーション・レジャーなど海を楽しむことのできる海岸づくりを目指す
環境創造・活性化エリア	環境創造 + 都市基盤利用	都市、産業、港湾などの機能が集積しており、自然環境の回復・創出や景観にも配慮しつつ、都市基盤利用と公衆利用の調和を図り、魅力ある海岸づくりを目指す

- 主に気候変動を考慮した防護水準について、環境・利用面についても配慮しつつ、現行の基本計画（令和3年9月変更）の変更を行う。
- 部会では、主に、大阪府域における防護水準（計画高潮位、波浪、津波）の設定についての技術的な内容について審議を行う。また、審議会では、部会での検討結果を受けて、現行の基本計画の変更に向けた内容の修正を行う。

項目	変更内容(案)	検討実施時期
第1編 海岸保全に関する基本的な事項		
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項		
1-1 海岸の概要	・必要に応じ修正	R6年度
1-2 海岸の現状	・人口、産業、漁業など、最新の統計資料を反映して時点修正	R6年度
1-3 大阪湾沿岸の長期的な在り方	・気候変動対策としての整備を追記	R6年度
2. 海岸の防護に関する事項		
2-1 海岸の防護の目標	・防護水準(計画高潮位、波浪、津波)の変更(気候変動対応)	R5~R6年度(部会)
2-2 防護の目標を達成するための施策	・気候変動に対応して修正	R6年度
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	・必要に応じ修正	R6年度
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	・必要に応じ修正	R6年度
5. ゾーン毎の特性の明確化と整備の方向	・各ゾーンで必要に応じて気候変動対策を追加	R6年度
第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項		
1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項		
1-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	・気候変動対策を踏まえた整備対象区域の設定	R6年度(部会)
1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	・上記整備対象区域における海岸保全施設の計画諸元等の設定	R6年度(部会)
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	・必要に応じ修正	R6年度
第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項	・気候変動に対応して修正	R6年度
添付図	・新設又は改良の整備対象区域図の更新	R6年度
参考資料	・整備箇所、整備箇所位置図、個表の更新	R6年度

青字：審議会にて対応する項目（部会での結果を踏まえて基本計画資料の修正）

赤字：部会にて対応する項目（専門技術的な内容を審議）



■ 審議会・部会における審議内容（案）は下表のとおり想定している。

開催時期		審議会		部会	
R5 年度	12/1	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸保全基本計画変更の背景</li> <li>・ 大阪湾沿岸（大阪府域）の課題・対応方針</li> <li>・ 現行の海岸保全基本計画の概要</li> <li>・ 大阪湾沿岸海岸保全基本計画の変更項目(案)</li> <li>・ 検討スケジュール案</li> </ul>	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画値の設定方針の概要（案）</li> <li>・ 潮位条件（案）</li> <li>・ 検討対象とする台風擾乱（案）</li> <li>・ 気候変動を踏まえた高潮・波浪推算（案）</li> <li>・ 津波条件（案）</li> <li>・ 地形条件（案）</li> <li>・ 計画天端高の設定方針（案）</li> </ul>
R6 年度	第一 四半期			第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護水準（外力）の検討結果の報告・審議</li> <li>・ 防護すべき整備対象区域の設定（天端高不足箇所の把握）</li> <li>・ 計画諸元（計画天端高等）の設定（案）について</li> </ul>
	第二 四半期			第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画諸元（計画天端高等）の設定</li> </ul>
	第四 四半期	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会の検討結果の報告</li> <li>・ 海岸保全基本計画（案）の提示</li> </ul>		

※ 海岸保全基本計画（案）のパブリックコメントを経て、令和7年度末に計画策定・公表予定

IPCC	気候変動に関連する科学的評価を担当する国連機関（気候変動に関する政府間パネル）で、195か国が加盟している。IPCCによる評価報告書は、あらゆるレベルの政府に対し、気候変動政策を策定するために利用できる科学的情報を提供しており、2023年3月20日に第6次統合報告書が発表された。
SROCC	2019年9月24日にIPCC加盟195か国の政府が承認した、「変化する気候下での海洋・雪氷圏に関するIPCC特別報告書」（海洋・雪氷圏特別報告書）の略。海洋・雪氷圏に関する過去・現在・将来の変化や外洋における影響（海面水位の上昇、極端現象及び急激な現象等）を評価している。
RCP2.6, RCP8.5	IPCCの第5次報告書において提示された、今後100年間の平均気温の上昇を示したシナリオ。RCP2.6は、温室効果ガスの排出量を抑制し、気温上昇を2℃未満に抑えることを目指すシナリオ、RCP8.5は、緩和策をとらなかった場合の想定で、平均気温が4℃上昇するシナリオである。
海岸保全基本方針	海岸法に基づき、今後の海岸の保全に関する基本的な事項を示すものとして、主務大臣（農林水産大臣、国土交通大臣）が定める方針。海岸保全を気候変動による影響を考慮した対策へ転換するために、令和2年11月20日に、海岸保全基本方針が変更された。
海岸保全基本計画	海岸保全基本方針に基づき、各沿岸において、海岸の保全や整備に関する基本的な事項を定めたもの。海岸法において、海岸管理者（海岸が存する都道府県知事）が定めることが義務付けられている。
海岸保全施設	津波や高潮等による海水の侵入又は海水による侵食から海岸を防護するための施設。具体的には、堤防（胸壁）、護岸、水門・陸閘、離岸堤・潜堤、突堤等がある。
潮位偏差	台風や低気圧などの気象の影響による、天文潮からの海水面の変化量
朔望平均満潮位	朔（新月）および望（満月）の日から前2日後4日以内に観測された、各月の最高満潮面を1年以上にわたって平均した水位。海岸保全施設の計画・設計の基準潮位として用いられる。
統計解析	波高などの気象要素の年最大値データを用いて、これまでに経験した現象やそれらを超える規模の現象がどれくらいの頻度で発生するかを合理的に推計する手法。例えば、50年に1回発生する高波（50年確率波）の波高を推計することができる。
防護水準	海岸保全施設の整備による安全水準。海岸保全施設の高さを設定するための基準となる、潮位や波浪条件（波高・周期）、津波水位など。